議案第１１号

財産の取得について（追認）

次の財産の取得について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年那須烏山市条例第４０号）第３条の規定により議会の議決を求める。

令和６年１１月２９日提出

那須烏山市長　川　俣　純　子

１　取得財産　　小中学校ＬＥＤ照明設備賃貸借
２　契約の方法　　指名競争入札
３　賃貸借金額及び期間　　６３，８０８，８００円（内消費税５，８００，８００円）
　　１２０箇月
４　相手方　　東京都港区芝浦１丁目２番３号
　　三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
　　代表取締役　　西野　敏哉
５　契約年月日　　令和３年６月１日

契　　約　　書

賃借人　那須鳥山市（以下「甲」という）と賃貸人　三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社(以下「乙」という)とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

契　約　条　項

第 1 条　（賃貸借物件および設置場所）

賃貸借物件(以下「物件」という)は、別表（1）記載のとおりとする。

(2)　物件の設置場所は別表（2）記載のとおりとする。

第 2 条　（賃貸借期間）

賃貸借期間は、別表（3）記載のとおりとする。

(2)　本契約に定める場合を除き、賃貸借期間終了前に本契約を解除することは出来ないものとする。

第 3 条　（賃貸借料等）

物件の賃貸借料及び消費税等額（以下「賃貸借料等」という）は、別表（4）記載のとおりとする。

(2)　前項の消費税等額については甲が負担するものとする。なお、当該消費税等額は本契約の成立日の税率により計算したものであり、消費税等額が増額された場合には、甲は乙の請求により直ちにその増額分を乙に支払うものとする。

(3)　本契約の終了または解約の効果の発生により賃貸借期間が月の中途となるときは、その月の賃貸借料は日割計算とする。

第 4 条　（支払の方法）

甲は、賃貸借料等を別表（5）記載のとおり乙に支払うものとする。

(2)　前項の期限内に甲が支払わなかったときは、請求金額に対し「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」 第８条第１項の規定に基づいた割合で計算した遅延利息を加算して乙に支払うものとする。

第 5 条　（物件の表示）

乙は物件に乙の所有物である旨の表示をすることができる。

第 6 条　（物件への付着、取替えまたは改造等）

甲が物件への付着、取替えまたは改造等を必要とするときは、甲はあらかじめ文書をもって乙の承諾を求め甲の負担で行うものとする。

第 7 条　(物件の移転)

物件を第1条に記載する設置場所から移転する必要が生じたときは、甲はあらかじめ文書をもって乙の承諾を求め甲の負担で行うものとする。

第 8 条　(契約の解除等)

甲または乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相手方は一定の猶予期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

第 9 条　(損害賠償)

やむを得ず本契約を解除する場合、理由の如何を問わず、甲は契約解除日から第2条に定める賃貸借期間終了日までの未払いの賃貸借料等を損害賠償額として、直ちに一括現金で乙に支払うものとする。

第 10 条　(物件の所有権移転)

物件の所有権は、賃貸借料等もしくは前条に定める損害賠償の支払完済をもって乙から甲に移転するものとする。尚、この場合乙は物件について一切の担保責任を負わないものとする。

第 11 条　(善良な管理者としての義務)

甲は善良なる管理者の注意をもって、物件を管理するものとする。

(2)　甲が故意または過失によって物件及びその機能に損害を与えた場合、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

(3)　甲は物件を第三者の権利の目的物とすることはできない。

第 12 条　(保守の責任)

甲は賃貸借期間中、物件が良好な使用状態を維持出来るよう甲の責任と費用負担で保全保守を行うものとする。

第 13 条　(協議)

本契約に定めのない事項または本契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第 14 条　(紛争の処理)

本契約についての紛争解決の必要が生じた場合は、乙の本社または各支店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所にて解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本証書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和３年　６月　１日

甲

栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号
那須烏山市長 川 俣 純 子

乙

東京都港区芝浦一丁目2番3号
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 西 野 敏 哉

別　　表

<table>
<tr><td rowspan="2">（１）賃貸借物件
（第１条第１項）</td><td colspan="2">品　　名</td><td colspan="2">型　　式</td><td>数　量</td></tr>
<tr><td colspan="2">小中学校 LED 照明設備賃貸借</td><td colspan="2">Id5000i スタイル昼白色
他</td><td>１式</td></tr>
<tr><td>（２）設置場所
（第１条第２項）</td><td colspan="5">那須烏山市　下川井他</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（３）賃貸借期間
（第２条第１項）</td><td colspan="2">開　始　日</td><td colspan="3">令和　３年　１０月　　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">終　了　日</td><td colspan="3">令和１３年　　９月　３０日</td></tr>
<tr><td colspan="2">期　　間</td><td colspan="3">１２０ヶ月</td></tr>
<tr><td rowspan="6">（４）賃貸借料
及び 消費税等額
（第３条第１項）</td><td rowspan="3">月額</td><td>賃貸借料</td><td colspan="3">４８３，４００円（総額）
３０８，４６０円（小学校）
１７４，９４０円（中学校）</td></tr>
<tr><td>消費税等額</td><td colspan="3">４８，３４０円（総額）
３０，８４６円（小学校）
１７，４９４円（中学校）</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td colspan="3">５３１，７４０円（総額）
３３９，３０６円（小学校）
１９２，４３４円（中学校）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">総額</td><td>賃貸借料</td><td colspan="3">５８，００８，０００円（総額）
３７，０１５，２００円（小学校）
２０，９９２，８００円（中学校）</td></tr>
<tr><td>消費税等額</td><td colspan="3">５，８００，８００円（総額）
３，７０１，５２０円（小学校）
２，０９９，２８０円（中学校）</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td colspan="3">６３，８０８，８００円（総額）
４０，７１６，７２０円（小学校）
２３，０９２，０８０円（中学校）</td></tr>
<tr><td>（５）賃貸借料等の支払
方法
（第４条第１項）</td><td colspan="5">甲は、当該月経過後に乙の適法な請求書を受理した日から３０日以内に銀行振込にて乙に賃貸借料等を支払う。</td></tr>
<tr><td>（６）請求書の送付先</td><td colspan="5">〒321-0595 栃木県那須烏山市大金 240
那須烏山市教育委員会事務局学校教育課</td></tr>
</table>

小中学校 LED 照明設備賃貸借仕様書

１．業務名称

小中学校 LED 照明設備賃貸借

２．業務の目的

市内小中学校の既存の照明器具（蛍光灯等）を LED 照明器具に取り替えることにより、消費電力量削減に伴う温室効果ガスの削減及び維持管理経費の削減を図ることを目的とする。

また、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みを推進する。

３．履行場所

施設名	住所
江川小学校	栃木県那須烏山市下川井 1001
荒川小学校	栃木県那須烏山市大金 135-1
境小学校	栃木県那須烏山市上境 1404
烏山小学校	栃木県那須烏山市愛宕台 2800
七合小学校	栃木県那須烏山市谷浅見 910
南那須中学校	栃木県那須烏山市大金 285
烏山中学校	栃木県那須烏山市南 1-2810

４．賃貸借期間

令和３年１０月１日から令和１３年９月３０日まで（１２０箇月）

５．設置期限

令和３年９月３０日まで（検査期間１０日間含）

６．業務の概要

市内小中学校内に設置している照明器具（屋内運動場を含む）について、直管型蛍光灯ランプを LED ランプに交換する。交換にあたっては、既存照明器具内の安定器を撤去のうえ結線処理する。また、ダウンライト等の照明器具については、既存照明器具を撤去のうえ LED 照明器具に交換する。（工事箇所については、【別表１】対象施設別 LED ランプ器具仕様を参照）維持管理を含めた包括的な賃貸借契約。

７．LED 照明器具について

（１）器具仕様

LED照明器具の仕様は【別表１】対象施設別LEDランプ器具仕様による。なお、器具はすべて新品とする。

（２）要求事項

【別表２】LEDランプ・器具要求事項を満たした製品とする。

８．器具設置工事について

（１）工事

①建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、省エネ法、建築業等関係法令を遵守した施工を行うこと。

②仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）」による。

③梱包材や既存照明器具等の撤去処分は、受注者の負担とし、撤去した既存器具は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」その他関係法令を遵守のうえ、受注者が適正に処分するものとするが、使用可能な蛍光灯等で監督職員が指示するものは市に引き渡す。

なお、安定器にポリ塩化ビフェニル（PCB）が使用されていた場合は、速やかに市に報告し、廃棄物処理法施行規則に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」に従って安全に保管すること。

④施工にあたっては現地調査を十分に行い、必要な場合は劣化したソケット（接触不良、割れ、バネ不良）及び電線については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。

⑤作業足場については受注者の負担とし、法令等に基づき適切に設置及び管理すること。

⑥LED照明器具にリース品であることが分かるよう表示すること。

⑦設置作業において、発生する軽微な工事、補修等については本契約の作業範囲として実施すること。

（２）現地試験

①照度測定は施工前、施工後の日没後に測定する。測点等については監督職員の指示による。

②絶縁測定は施工前、施工後に分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁を測定し、施工によって絶縁劣化のないことを確認すること。

（３）施工時の注意事項

①作業時間は登校日の平日以外とし、土曜日、日曜日及び祝日の作業も認める。ただし、作業日程及び時間については監督職員と協議のうえで決定する。また、調査等については別途に監督職員と協議のうえ実施するものとする。
②事前調査及び工事施工時は、事前に学校と十分な日程調整を行い、学校活動の支障とならないよう配慮すること。
③工事施工時の養生はシート養生程度とするが、必要な場合は、受注者の負担で既存施設及び什器等に毀損がないよう適切に養生するものとする。
④仕様書の記載内容に誤りがあった場合は双方協議の上、適切な状態にしていくこと。
⑤体育館アリーナ照明は運動競技中における器具破損を考慮した破損防止用カバーを設置すること。
⑥黒板灯に関しては、吊下げ型の器具の場合は天井直付型に変更する。【別表３】参照。

（４）提出書類
①契約後速やかに、施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画等）を提出し市と協議すること。
②設置作業終了後、取扱説明書、現地試験成績書（作業前及び作業後）、工事写真（作業前、作業中及び作業後）及び竣工図を提出すること。
なお、取扱説明書及び竣工図は各施設２部提出すること。
③その他、監督職員が指示した書類。

９．賃貸借期間終了後の目的物の取扱い
賃貸借期間終了後の目的物は市に無償譲渡する。

10. LED照明器具の保証
LED照明器具の保証期間は賃貸借期間とする。
この期間中、市が通常使用したにも関わらずLED照明器具及びLED照明器具に起因する機器の動作異常、破損、故障が発生した場合は、受注者の負担によりLED照明及び周辺機器が正常に動作するように復旧するものとする。
また、賃貸借期間中に、器具不良あるいは経年劣化等によりLED照明器具の全光束が設計値の７０％未満となった場合は、賃貸借物件の交換等を実施することとし、この作業に必要な器具、部品、消耗品等の代金及び技術者の派遣及び作業等の費用は受注者の負担とする。

11. 損害賠償
この契約の履行に伴い市及び第三者が被った被害については、受注者が損害賠償の責を負うものとする。ただし、その損害（保険その他により補てんされた部分を除く。）の

うち市の責に帰すべき理由により生じたものについては、市が負担する。

12. **支払い条件**

月払い１２０回払い。請求書受理後３０日以内に指定金融機関口座に振り込みとする。ただし、請求書については、小学校５校分と中学校２校分の２枚に分けて作成すること。

13. **入札書記載方法**

入札書には賃貸借料の月額の総額（税抜）を記載すること。落札者は設置費、賃貸借料等を明記した内訳明細書を期日までに提出すること。

14. **その他**

（１）賃貸借契約に係る消費税率は１０％とする。また、賃貸借期間中に消費税率が変更となった場合、本契約は消費税率の変更を行わない。

（２）本契約に疑義が生じた場合は監督職員と協議すること。

（３）本工事の一部を下請けに付する場合には、市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。

（４）賃貸借期間の開始前に設置した箇所から順次、器具の仮使用を認めること。